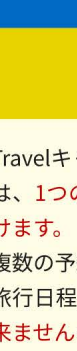


△ スマホでお手続きの方へ

前の画面に戻るには、ブラウザのボタンを押してください

×ボタンや完了ボタンを押すと、ブラウザが閉じてしまい、お手続きが最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

2026.04



Travelキャンセル保険

損保ジャパン

国内旅行傷害保険

重要事項等説明書

△ ご注意ください 必ずご確認ください!

Travelキャンセル保険と国内旅行傷害保険のセットの保険は、**1つの旅行行程※1に対して1契約のみお申込みいただけます。**

旅行の予約がある場合でも契約してお申込みください。
複数日程の内、**一部の日程だけお申込みいただくことは出来ません**のでご注意ください。
(※1) 自宅を出発してから帰着するまでの旅行行程をいいます。

Mysurance

Travelキャンセル保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではなく、詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要

… 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報

… ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください。

1 契約概要 注意喚起情報

商品のしくみと補償内容

(1) 商品のしくみ

Travelキャンセル保険※1は、突然の入院や通院、悪天候による交通機関の遅延などで旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

(※1) Travelキャンセル保険は、費用の保険普通保険約款にTravelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

Travelキャンセル保険

普通保険約款	費用の保険普通保険約款
補償に関する特約	Travelキャンセル費用特約
その他の特約	保険料支払手段に関する特約

Travelキャンセル保険は、「国内宿泊」「国内ツアー※2」「日帰りツアー※3」の3つのタイプの国内旅行予約※4が対象となります。

● 国内宿泊

● 国内ツアー

● 日帰りツアー

(※2) 国内宿泊+交通手段(バス、航空機、鉄道・新幹線、クルーズを除く)がセットされている旅行をいいます。

(※3) 宿泊を伴わない旅行で、バス、航空機、鉄道・新幹線等がセットされている旅行をいいます。

(※4) Travelキャンセル保険に国内旅行傷害保険をセットする場合は、「国内航空券」は対象外となります。

(2) 補償内容

被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金額を限度※1にキャンセル料を保険金としてお支払いします。

(※) 既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

● 保険金をお支払いする主なキャンセル事由

① 死亡した場合

被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って31日以内に死亡した場合

③ 旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合

④ 旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。

⑤ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、看護または介護を行う場合

⑥ 被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院したことに伴い看護または介護を受ける場合

なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。

⑦ 被保険者または同行者が旅行開始日を含め遡って7日以内にインフルエンザ感染症※2または新型コロナウイルス感染症※3もしくは当社の指定する感染性胃腸炎※4を発病※5した場合

⑧ 常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合
ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の範囲に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。

・ 火災、落雷、破損または爆発※6
・ 風災※7、雹(ひょう)災または雪災※8
・ 水災※9
・ 地震、噴火またはこれらによる津波

⑨ 乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に運ばれ、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合
ただし、運行時刻が定められている交通機関に限りです。

⑩ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

⑪ 旅行開始日またはその前日に交通事故※11を起こした場合

⑫ 旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合

⑬ 旅行開始日を含め遡って7日以内に道路交通法に定める免許の取消し、停止などの処分を受けた場合

⑭ 医師の診断により妊娠の事実が判明した場合
ただし、保険契約締結時点で妊娠の事実が判明していた場合を除きます。

⑮ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って7日以内に死亡した場合

⑯ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合

⑰ 飼っている犬または猫が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合

⑱ 旅行日程内に参加することを予定し、チケットを購入していったイベント※12が中止または延期となった場合

(※1) 通院
旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2) インフルエンザ感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※3) 新型コロナウイルス感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※4) 当社の指定する感染性胃腸炎
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第6号に規定する感染性胃腸炎のうち、病原体がノロウイルス、ロタウイルスを原因とするものをいいます。

(※5) 発病
発病の認定は、被保険者または同行者以外の医師の診断によります。

(※6) 破綻または爆発
破綻または爆発の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※7) 風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。

(※8) 雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏れもしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※9) 水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※10)・落石等をいいます。

(※10) 土砂崩れ
崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※11) 交通事故
車両の交通による生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

(※12) イベント
一定の期間を定めて開催される演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいいます。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

① 被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為

② 被保険者または同行者に対する刑の執行

③ 被保険者または同行者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれがある状態で自動車等※1を運転している間に生じた事故

④ 保険契約者、被保険者※2またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

⑤ 差押え、取用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動※3

⑦ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧ 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨ 直接であるとか間接であるかを問わずテロ行為※4によって、またはテロ行為※4の結果として生じた損害

など
(※1) 自動車または原動機付自転車。いいます。

(※2) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※3) 群衆または多数の者の集団の行動に対する、全国または一部の地区において著しく平和が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※4) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関し行う暴力的行為をいいます。

2 契約概要

保険期間および保険責任開始日

保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。

補償の終了は、旅行終了日の午後12時となります。

(注) この保険の保険期間は最長1年間となります。保険契約お申込みから旅行終了日が1年を超える旅行予約のお引受けはできません。

3 契約概要

引受条件(保険金額など)について

(1) 保険金額

この保険の保険金額は保険契約申込時点の予約代金※1で、契約内容確認記載の金額です。

(※) 予約代金とは各割引適用前(税込)の金額をいいます。ただし、キャンセル料が割引後の予約代金に適用される場合は、割引後の金額としていいます。

(2) ご契約者・被保険者

ご契約者の方は16歳以上の個人となります。被保険者はご契約者本人に限ります。

4 契約概要

保険料のお支払いについて

保険料は一括払で、クレジットカードにてお支払いいただきます。(クレジットカードはご契約者本人のカード(家族カードを含みます)に限ります。)

5 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

・ 事故が発生した場合は、当社マイページからあたりに当社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

・ 保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等(キャンセル事由を証明する書類、キャンセル料およびキャンセル料の支払いを確認できる領収証、等)をご提出いただきます。

・ この保険以外の保険で支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7 注意喚起情報

解約返れい金および解約のお手続き

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<旅行開始日を含め遡って16日以上>
保険料の全額を解約返れい金として返還します。

ただし、保険金のお支払いがある場合は解約返れい金はありません。

<旅行開始日を含め遡って15日以下>
解約返れい金はありません。

ご契約を解約する場合は、当社マイページからお手続きください。

8 注意喚起情報

告知事項・通知事項

(1) 告知事項

ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2) 通知事項

ご契約者または被保険者は、同行者が変更または減員となった場合※1は、当社マイページで変更手続きを行ってください。なお、同行者の変更または減員以外で旅行予約の内容※2が変更となれば保険契約は、保険契約は継続いたしません※3。当社マイページより解約のお手続きを行ってください。

(※1) 同行者を追加する変更手続きはできませんが、この場合でも新たに参加することとなった同行者に①(2)補償内容の「保険金をお支払いする主なキャンセル事由」の表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担したときには保険金をお支払いします。

(※2) 旅行予約の内容に変更がなく、旅行終了日が短縮となる場合については、変更手続きが可能です。

(※3) 旅行予約の内容に変更がなく、保険金額(予約代金)が変更となった場合は、保険契約は継続いたします。ただし、保険金額(予約代金)の変更はできませんので、万が一のキャンセル時には元の保険金額(予約代金)を上限に保険金をお支払いいたします。なお、旅行予約の変更に伴い、予約番号に変更がある場合は、変更手続きを行ってください。

9 契約概要

満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10 注意喚起情報

クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11 注意喚起情報

補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金額を支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12 注意喚起情報

支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(http://www.shougakutanki.jp/)をご参照ください。

13 注意喚起情報

少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。

少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

① 保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以内)となります。

(Travelキャンセル保険の保険期間は最長1年です。)

② 1被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。

③ 1契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

14 契約概要 注意喚起情報

少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1) 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減したりは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断を行います。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

①保険料の増額

②保険金額の減額

(2) 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1.個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。))に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

① 当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

② 再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。))があります。

③ 国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社を取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

④ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含むもの。))の利用目的は、法令等に従い、個人情報の適切な確保の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/)をご覧ください。

2.保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1.個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社ととの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期はげん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期はげん相談室

☎0120-82-1144

<受付時間>
平日9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝、年末年始は休業)

取扱代理店について

本保険はインターネットを経由してMysurance株式会社と締結いただきます。ご契約内容の確認や変更の手続きについては、当社マイページをご利用ください。

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っている場合と、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っている場合があります。(なお、媒介業務の場合は、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。))詳しくは代理店の取扱方針等をご確認ください。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
https://www.mysurance.co.jp

【お問合せフォーム】
https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/

MY25-100362

損保ジャパン

国内旅行傷害保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご加入に際しご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。

なお、ご加入者以外の被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします。))にも、重要事項等説明書に記載した内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではなく、詳細については普通保険約款および特約等をご確認ください。

契約概要

… 保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報

… ご契約に際して被保険者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください。

1 契約概要

この保険のあらまし

(1) 商品の仕組み

この商品は、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットしたものです。

(2) 保険契約者・被保険者

この商品はMysurance株式会社を保険契約者とする包括契約で、被保険者はTravelキャンセル保険の被保険者および同行者です。

(3) 保険期間

旅行開始日から補償が開始されます。補償の終了日は、旅行終了日の午後12時となります。(上記期間のうち、国内旅行のため住居を出発してから住居に帰着するまでの国内旅行行程中が保険対象となります。)

(4) 保険料のお支払いについて

保険料は、Travelキャンセル保険と同時に、一時払でクレジットカードにてお支払いいただきます。

(5) 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、国内旅行傷害保険のみ解約することはできません。解約に際しては、ご契約の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料が少なくても多額の場でお支払いいただく保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(6) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約概要

補償の内容

日本国内における旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(保険の対象となる方)がケガ※1をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

● 「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故が結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的隔のないことを意味します。

● 「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

● 「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 競走、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

1. 基本補償の内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合

お支払いする主な保険金は次のとおりです。
詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払う場合」をご確認ください。

</

	され、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に達し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金を支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
通院保険金	(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(骨・骨折、肋膜炎、肋骨、長骨、頸骨等)を固定し、ギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとしなします。
通院日目から補償	(※) ギブス(キャスト)、ギブスシネ、ギブスシャー、船泊(シーネ、スプリング)固定、創外固定器、PTBキャブ、PTBプレーサー、膝副子およびハローベストをいいます。
	(注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
	(注) すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(2) セットできる主な特約とその概要

セットできる特約はプランによって異なります。
以下は概要を記載しています。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

特約の種類	補償の内容
賠償責任補償特約	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせた、他人の財物を壊らしたなどのこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。
旅行品損害補償特約	(注) 被保険者が未成年者または責任能力者の場合で、その未成年者または責任能力者の行為により、被保険者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族に限りません。)が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。
旅行品損害補償特約	旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により旅行品(※1)に損害が生じた場合に、被害者の時価(※2)を基準に算出した損害額から免し金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、旅行品損害の保険金額を限度とします。
旅行品損害補償特約	(※1) 被保険者の旅行行程中に携帯する被保険者所有の身の回り品をいいます。
旅行品損害補償特約	(※2) 同等なものを買新たに購入するのに必要な金額から使用や経過年数による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度とし、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。
旅行品損害補償特約	(注1) 1個、1組または1対のものについては各10万円を、現金、乗車券、宿泊券等については合計して5万円を損害額の限度とします。
旅行品損害補償特約	(注2) 次のものは保険の対象となりません。 有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカード)、稿本、設計書、船舶(ヨット、モーターボート等を含みます。)、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、ビッケルの登山用具を使用する山岳登山等危険なスポーツをしている間のそのスポーツのための用具
旅行品損害補償特約	など
旅行品損害補償特約	旅行行程中に以下の①から④までのいずれかに該当した場合に、A~Oの費用のうち、被保険者またはその親族の方が負担した費用をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救護者費用等の保険金額を限度とします。
旅行品損害補償特約	① 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明とならない場合もしくは遭難した場合
旅行品損害補償特約	② 急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索、救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合
旅行品損害補償特約	③ 被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合
旅行品損害補償特約	④ 被保険者がビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、中に遭難した場合(山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))中の遭難の際に生じた捜索救助費用は保険金のお支払いの対象となります。
旅行品損害補償特約	など
旅行品損害補償特約	＜お支払い対象となる費用＞ ア、遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用。 イ、救護者(※)の現地までの自動車、電車、船舶、航空機等1往復分の運賃(救護者2名分を限度とします。)。 ウ、現地および現地までの行程における救護者のホテル等の宿泊料(ただし救護者2名分を限度とし、かつ救護者1名につき14日分を限度とします。) エ、被保険者が死亡した場合に要した遗体輸送費用、または治療を継続中の被保険者を現地で病院等へ移転するための費用。ただし、被保険者が払戻しを受けられなかったの運賃または被保険者が負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。 オ、救護者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遗体処理費等(3万円を限度とします。))。
旅行品損害補償特約	(※) 「救護者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じたケガ・損害に対しては、保険金をお支払いしません。詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	・ 故意または重大な過失 ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
後遺障害保険金	・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 妊娠、出産、早産または流産 ・ 外科的手術その他の医療処置
入院保険金	・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質の移動によるもの
手術保険金	・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの
手術保険金	・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務上にて操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
手術保険金	・ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
手術保険金	など
賠償責任補償特約	・ 故意 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 被保険者と同居する親族および被保険者と旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財産の損壊について、その財産について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の宿泊施設の客室に与えた損害については保険金を支払います。) ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の盗難、置き忘れまたは紛失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
賠償責任補償特約	など
賠償責任補償特約	(※) 次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ① 原動力がもっぱら人力であるもの ② ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任については保険金をお支払いしません。)
賠償責任補償特約	・ 故意または重大な過失 ・ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
賠償責任補償特約	・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 自然 ・ 欠陥の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ・ 機能に支障のないさび、塗料のはがれ等 ・ 偶然な外来の事故に直接起因しない電気の、機械的事故 ・ 置き忘れまたは紛失
賠償責任補償特約	など
賠償責任補償特約	・ 故意または重大な過失 ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 妊娠、出産または流産 ・ 外科的手術その他の医療処置 ・ 地震、噴火またはこれらによる津波 ・ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等医学的他覚所見のないもの
賠償責任補償特約	・ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象(※)となります。))
賠償責任補償特約	など
賠償責任補償特約	(※) 割増保険料の有無にかかわらず、山岳登山は、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。))中の遭難の際に支出した捜索救助費用は保険金のお支払いの対象とはなりません。

■ その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高齢療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定していただく。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insuranceportal.html>)等をご確認ください。

■ 用語のご説明

この重要事項等説明書において、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	用語の定義
医学的他覚所見	医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出を行う先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注) 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
テロ行為	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義、主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から除算する自己負担額をいいます。
旅行行程	保険証券記載の旅行の目的をもって往復を伴う出発してから往復に帰着するまでの旅行行程をいいます。

3 注意喚起情報

3 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと

1. クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

この保険は保険期間が1年以下であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回等)ができません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項(告知義務等)

①告知事項

告知事項は損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者が(保険の対象となる方)には、告知事項について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

なお、この商品に告知事項はありません。

②死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を変更することはできません。

③ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について

損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故取扱いの発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、ご契約および保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。

損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

(2) 契約締結後における留意事項(通知義務等)

①住所または通知先を変更された場合

契約内容確認記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

②上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約やそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

③重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者に、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。ご解除をすることを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始期(保険の補償が開始される時期)

保険責任は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まり、保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。保険料は、ご契約と同時に全額をお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前、旅行行程が開始する前、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

4. 保険金の請求について

(1) 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(2) 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が必ず賠償責任を負担する事故が発生した場合は、法律上賠償責任を負担する事故のうえ、交渉をおすすめします。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスの同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
・ 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
・ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

(3) 保険金のご請求にあたっては、普通保険約款および特約に記載されている書類ならびに次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

■ 必要となる書類とその例

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
ケガの程度、保険の対象の箇所、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体のケガまたは病気に関する事故、他人の身体の障害に関する損害事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公的機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等に協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち被保険者(注)が所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

(4) 上記(3)の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、調査等をお支払いします。ただし、特別な理由または調査等が不可欠な場合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

(5) ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

「2.補償の内容」の保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

6. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返戻金として返還することがあります。また、返還される保険料があつて多額の場合にお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

(注) ご契約後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時に解約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガにより被保険者が死亡した場合においては、保険料を返還しません。

7. 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社以外の引受保険会社を代理・代行して保険料の幹事、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約期間に拘束なく解約返戻金等があり、ご契約の解約返戻金、金額が削減される等があります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となります。ご契約の引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 補償重複について

「賠償責任補償特約」「旅行品損害補償特約」等を複数のご契約(※)にセットされた場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断ください。

(※) 国内旅行傷害保険以外ののご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

■ 補償重複となる可能性がある主な補償・特約

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
① 国内旅行傷害保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
② 国内旅行傷害保険の旅行品損害補償特約	火災保険の旅行品損害補償特約

10. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報と、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱いを行う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、扱う行うこと(以下、「当社の業務」といいます。))に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店)を含みます。)

② 損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等へ提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者は外国にある事業者等を含みます。

③ 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。))があります。

④ 損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその他の利用に利用すること(以下、「当社の業務」といいます。))に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(外国在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパンのウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談、苦情・連絡窓口)

● 契約者・取扱代理店

Mysurance株式会社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
【お問合せフォーム】
<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/#/>

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社ICT産業部 営業課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
【お問合せ専用メールアドレス】
10_mys-hoken@sompo-japan.co.jp

● 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づき金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンは、この紛争解決機関を通じて、損害賠償請求の解決を図ります。また、損害賠償請求の解決を図ることは、損害賠償請求の解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
電話:03-4332-5241(全国共通)
受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sompo.or.jp/>)

● 事故が起こった場合

ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110
(受付時間:24時間365日)

・ 取扱代理店は引受保険会社との契約に基づき、お客さまからの告知の受付、保険契約の締結、管理業務等の代理業務等を行っており、また、ご契約に基づき、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約に基づき、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・ 本書面は概要を説明したものです。詳細につきましては普通保険約款・特約をご確認ください。普通保険約款から確認いただける事項、ご契約者または被保険者の場合、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

・ ご契約内容は、Mysurance株式会社のホームページから、契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。2025年11月21日 SJ25-10127

